

子どもの健やかな成長を願って

平成25年4月1日以降に生まれたお子さんを対象に

『笑顔とがんばり子育て応援金』を支給します

支給額 第1子・10万円 第2子・15万円 第3子以降・20万円



小野町議会定例会9月会

議で可決・成立した「小野町笑顔とがんばり子育て応援条例」に基づき、今年4月1日以降に出生したお子さんを対象に「笑顔とがんばり子育て応援金」を支給します。

子育て応援金は、町の子育て支援策の一環として、次代を担う新たな町民の誕生を町を挙げて祝福するとともに、子どもの健やかな成長と町勢の発展を目的に支給するものです。

子育て応援金を受給できるのは、今年4月1日以降に生まれたお子さんを養育している父母または養育者の方です。子育て応援金の受給資格、申請方法などは次のとおりです。該当される方は忘れずに申請をしてください。

■受給者資格

応援金を受給できるのは、次の①・②のいずれにも該当する方です。ただし、②の居住要件の期間が1年に満たない場合は、その期間が1年を経過した後に支給することができません。

- ①平成25年4月1日以降に出生し、小野町の住民基本台帳に記録されたお子さんを養育する父もしくは母、または父母に代わって養育している方。
- ②出生の日の1年以上前から引き続き小野町の住民基本台帳に記録され、かつ町内に居住（実際に住んでいること）している方。

■支給額

- (1) 第1子 10万円
- (2) 第2子 15万円
- (3) 第3子以降 20万円

※出生順位は、出生児が記載された同一戸籍内の子の出生順位によります。

■支給申請

- ① 応援金を受給するためには、申請が必要になります。
- ② 出生児の本籍地が小野町以外の場合は、申請書に全部記載事項証明書（戸籍謄本）の添付が必要となります。
- ③ 居住要件の期間が1年に満たない方は、その期間が1年を経過した後に申請をすることができます。

■申請書の提出

出生届の際に、あわせて申請を行ってください。何らかの都合で出生時に申請ができない場合は、後日速やかに申請を行ってください。

■申請書の提出先

健康福祉課

■支給の決定

申請内容を審査後、支給の可否を決定し通知します。

町では現在、子どもの良質な生育環境を整備し、子ども・子育て家庭を地域全体で支援することを目的とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。平成26年度には、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とした計画を定める予定です。本年度、計画策定のためのニーズ調査を町民の皆さんを対象に実施しますのでご協力をお願いします。

■健康福祉課

72-6934

敬老の日

ご長寿おめでとうございます

今年の小野町敬老会は9月16日に予定していましたが、台風18号の影響を考慮し、中止とさせていただきます。敬老会への出席を心待ちにしておられました多くの敬老者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。来年も敬老の日には敬老会を開催する予定です。で、それまで、お仕事、ご趣味などを楽しみながら元気にお過ごしください。今年度の賀寿受賞者は次のとおりです。

- ◎75歳到達者賀寿 吉田重良様（飯豊上） 平野和子様（夏井） ほか136人
- ◎90歳到達者賀寿 田村東一様（谷津作） ほか44人
- ◎内閣総理大臣百歳賀寿 國分惣一様（本町） 館川千代様（吉野辺）
- ◎戦没者遺族会賀寿・90歳 鈴木ミツイ様（反町）
- ◎しあわせ金婚夫婦賀寿 村上昭様・アキ子様（谷津作） ほか21組のご夫婦

誠におめでとうございます。